

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）

今回設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照のこと。）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年7月環境省告示第60号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は改正告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
(E)-N ¹ -[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N ² -シアノー-N ¹ -メチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）	0.18mg/L
シス-4-(エトキシカルボニルオキシ)-8-メトキシ-3-(2,5-キシリル)-1-アザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン（別名スピロテトラマト）	0.31mg/L
4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(p-トリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド（別名トルフェンピラド）	0.014mg/L
イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート（別名ビフェナゼート）	0.026mg/L
(E)-4,5-ジヒドロ-6-メチル-4-(3-ピリジルメチレンアミノ)-1,2,4-トリアジン-3(2H)-オン（別名ピメトロジン）	0.034mg/L
2,6-ジクロロ-4-(3,3-ジクロロアリルオキシ)フェニル=3-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]プロピル=エーテル（別名ピリダリル）	0.074mg/L
メチル={2-クロロ-5-[(E)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル}カルバマート（別名ピリベンカルブ）	0.10mg/L
N-sec-ブチル-4-tert-ブチル-2,6-ジニトロアニリン（別名ブトルアリン）	0.026mg/L

